

八市議第154号  
令和7年5月30日

市民で決めよう！ 厚生会館住民投票の会  
共同代表 磯田 毅 様  
松岡 明 様

八代市議会議長

村川 清則

八代市議会広報委員会	委員長	金子 昌平
	副委員長	橋本 貴喜
	委員	木村 博幸
	委員	谷口 徹
	委員	友枝 和也
	委員	堀口 晃
	委員	百田 隆

「やつしろ市議会だより5月1日号に関する公開質問状」への回答について

令和7年5月9日に、貴会からご質問いただきました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

※は、貴会からの質問事項

1. 今回提案された「旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例案」は確かに市長名で議会に提案されたものではありませんが、地方自治法に基づく直接請求による条例案です。しかも、その条例案の条文は、直接請求を行った市民団体「市民で決めよう！ 厚生会館住民投票の会」が、全文を作成しています。つまり、議会に対する提案者としての市長は形式的なものであり、本来的かつ本質的な提案者は市民団体「市民で決めよう！ 厚生会館住民投票の会」です。この認識をお持ちだったかどうか、お答えください。

【回答】

今回提出された「議案第2号・旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定について」は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、皆様より請求のあった条例案に対して、市長が執行機関の立場から意見を付し、議会に付議されたものであり、その本質的な提案者は皆様であることについては認識をいたしております。

2. 八代市議会にも、他自治体の議会と同様、「市民に開かれた議会」という大前提があると思います。市民が本会議の場で全議員を前にして登壇して意見を陳述することには大変な重みと意味があると思いますが、その重みや意味についてどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

【回答】

地方自治法第74条第4項において、「議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない」と規定されております。

直接請求制度における意見陳述は、市民の意見や思い等を直接議会に伝えるための手段として、また、議会における審議の充実を図るうえで大変重要であると考えております。

今回、本市議会において初めてとなる意見陳述が行われたことについての意義は大きいものと捉えております。

3. 今回の条例案の請求代表者（市民）が行った意見陳述について、そうした意見陳述が行われたことを「やつしろ市議会だより『with』」2025年5月1日号に記述しなかったこと理由を教えてください。

【回答】

市議会だよりの掲載にあたっては、主に、市長から市議会に提出された議案やその概要、本会議や各委員会での審議に係る経過及び結果について掲載をいたしております。今回の市長の意見書につきましては、市長からの議案の提出に当たり、当該議案に付されたものであったことから、本市からの提出議案の一部として掲載を行ったものです。

本臨時会における市長の意見及び条例制定請求代表者2名の熱意ある意見陳述を聴き、議案の審議を行った経済企業委員会の委員（議員）からの「賛成意見」並びに「反対意見」の内容について、主だったものを掲載いたしております。

なお、このことについて、議会広報委員会の中でも関連した意見等は特にありませんでした。

4. そもそも、条例案の簡単な概要は掲載されていますが、提案理由についての言及はありません。すでに閉館となっている旧八代市厚生会館についてこのような条例案が提案されるという状況を踏まえれば、なぜこの条例案が直接請求されたのか、その提案理由を説明する文章があつてしかるべきだと思いましたが、それも掲載しなかったのはなぜでしょうか。理由をご説明ください。

【回答】

今回、市長より付議された議案に記載されている提案理由は、「地方自治法第74条第1項の規定に基づき令和7年1月9日付けで旧八代市厚生会館の利活用か解体かに関する住民投票条例の制定請求があつたため、同条第3項の規定により、意見を付けて付議する必要がある。」というものであり、市議会だよりにもその旨、記載をいたしております。

5. 形式的な提案者である市長の意見書については、条例案に反対する趣旨を26行という分量で十分に掲載されている一方で、条例案の請求者である市民の意見陳述の内容に一切触れなかったのはなぜですか。ご説明ください。

【回答】

ご質問の「3」の回答のとおりです。

6. 市民が本会議場で陳述したという事実及びその陳述内容（概要）について、市民向けの議会だよりで記載せず、無視するという扱いは、「市民の意見陳述は審議において意味がない。また、広く市民一般に伝える意味もない」という八代市議会の態度表明とも受け取れます。そのように認識しますが、宜しいでしょうか。

【回答】

条例制定請求代表者による意見陳述が行われたことについては、臨時会の日程として記載しており、無視したという事実はなく、意図するところではございません。

また、この度の市民による意見陳述は、各議員が議会において審議するに当たり、その審議の充実を図るうえで大変重要で意味のあるものであったと認識しております。

ご質問の「3」でも申し上げましたとおり、今回ご指摘の件につきましては、何らかの意図や目的に基づき行ったものではなく、ましてや質問に書かれているような本市議会全体の態度を表明したものではございません。しかしながら、そのような疑念を抱かせてしまったことにつきましては、大変残念に考えておりますとともに、心よりお詫び申し上げます。

今回ご指摘いただきました事項につきましては、広報活動のあり方について考える貴重なご意見と真摯に受け止め、今後の市議会だよりの改善と充実に努めて参ります。